

パブリックコメントを募集します

案件名	内容	意見の募集期間	担当課 (問・提出先)
令和6年度 福島市食品衛生 監視指導計画	食中毒などの食品衛生上の危害を未然に防止し、市民の皆さんの健康を保護するための計画	1月18日 ～ 2月19日	保健所衛生課 ☎597-6358 ☎533-3315
福島市立地 適正化計画	「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現に向け策定した計画を、都市構造の変化や防災指針の追加に伴い改定		都市計画課 ☎525-3761 ☎533-0026
第2次 福島市自殺 対策計画	全ての市民がかけがえのない個人として尊重され、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すための計画		障がい福祉課 ☎525-3746 ☎533-5263

素案などの閲覧 / ①市HPで②担当課、広聴広報課、市民情報室、各支所・出張所、各学習センター、市民活動サポートセンターなどで
意見提出方法 / ①オンライン申請②上記閲覧場所に備え付けの用紙に記入し、持参か専用の封筒(切手不要)で郵送、またはファクスで

市役所本庁舎正面玄関の閉鎖

時 2月29日(木)まで(予定)
内 本庁舎1階ロビーの天井改修工事に伴い、正面玄関を閉鎖します。工事期間中は、東側入口、西側入口、北側入口(2カ所)をご利用ください。
問 管財課 ☎535-1140

都市計画図のWEB公開

内 紙で交付や貸し出しをしていた都市計画図を、1月1日(祝)から市HPに公開します。
総括図…2万5千分の1

白図…1万分の1計画図…2千5百分の1

これに伴い、都市計画図の販売を3月29日(金)で終了します。なお、個別箇所の都市計画情報などの確認には「ふくしまeマップ」が便利です。ぜひご利用ください。
問 都市計画課 ☎525-3761

ノロウイルスによる食中毒にご注意を

内 ノロウイルスによる食中毒は、特に冬場の発生が多く、大規模

福祉

認知症サポーター養成講座

時 1月31日(水)午後1時30分～3時
内 ①認知症とは何か ②認知症の症状と支援の仕方 ③認知症サポーターの役割 ④「オレンジリング」を贈呈。
講 キャラバン・メイト
定 20人(先着順) 申 日本赤十字社福島県支部のHPから
場 日本赤十字社福島県支部
☎545-7996


市民税課および各支所・出張所にも備え付けます。
※申告期間中、市民税課窓口で申告の受け付けは行いません。
※昨年確定申告をした方には、税務署から確定申告をお知らせするはがきなどが届きます。
問 市民税課
☎525-3792、☎525-3712


健康生活支援講習 支援員養成講習+認知症サポーター養成講座

時 2月10・11日(いずれも午前9時30分～午後5時)
内 ①高齢者の健康と安全 ②地域における支援活動 ③車椅子や杖の使い方 ④日常生活における介護や支援の仕方 ⑤認知症サポーター養成講座(①認知症とは何

1月の各種相談 無料

相談内容	相談・予約・問
法律(弁護士) 要予約 (※年度内1人1回)	市民相談室 ☎535-2121 予約受け付け/毎週月～金曜日 午前9時30分～正午、午後1時～4時45分
市政・一般(生活課相談員)	県司法書士会福島支部 ☎529-7331
登記(司法書士)	県公認嘱託登記士地家屋調査士協会東北支所 ☎531-0986
土地家屋調査(土地家屋調査士会)	相談/☎521-8331 問/福島行政監視行政相談センター ☎534-1101
行政(行政相談委員、来所・電話・ファクスで)	県社会保険労務士会 ☎526-2270 ☎534-5432 ※Zoomでも対応可
年金・労働(社会保険労務士) 要予約	法テラスサポートダイヤル ☎0570-078374
法的トラブルに関する法制度・相談窓口の情報提供(電話・メールフォームで)	法テラス福島 ☎0570-078370
法的トラブルの相談(借金・離婚・相続など) 要予約 ※収入・資産が一定基準以下の方のみ無料	県政相談コーナー ☎521-4281
交通事故	消費生活センター ☎522-5999
消費生活(生活課消費生活相談員)	消費生活センター ☎522-7867
多重債務110番(生活課消費生活相談員)	権利擁護センター ☎533-3341 ☎533-8879 ☎kenriyugo@f-shishakyo.or.jp
社会福祉士による成年後見制度や権利擁護全般に関する相談(来所・電話・ファクス・メールで)	子ども家庭課 ☎525-3780
配偶者などからの暴力・夫婦間の問題など(女性相談員)	県労働委員会事務局 ☎521-7594
育児不安・児童虐待・家庭内での悩みなど	総合労働相談コーナー ☎536-4600 ☎0800-8004611(労働者フリーダイヤル)
労働困りごと相談窓口	福島労働局雇用環境・均等室 ☎536-4609
労働局総合労働相談コーナー(解雇、労働条件、いじめ・嫌がらせ、セクハラ・マタハラなど労働問題に関する相談)	市社会福祉協議会 ☎563-7765 ☎533-5262 ☎soudan-shien@f-shishakyo.or.jp
職場のマタハラ、セクハラ、パワハラ、性差別、育児・介護休業など	障がい者差別相談窓口(電話・ファクス・メールで)
障がい者差別相談窓口	みんなの人権110番 ☎0570-003-110 子どもの人権110番 ☎0120-007-110 女性の人権ホットライン ☎0570-070-810
人権なんでも相談	定住交流課(市国際交流協会事務局) ☎525-3739 ☎533-5263 ☎steijyuu@mail.city.fukushima.fukushima.jp
外国人の生活相談	県国際交流協会 ☎524-1316 ☎521-8308 ☎ask@worldvillage.org
外国人住民のための相談窓口(来所・電話・ファクス・メール・LINEで)	県国際交流協会 ☎524-1316
外国人住民のための弁護士・行政書士電話相談 要予約	

日時など詳しくは市HPをご覧ください▶ 

震災関連相談はこちら▶ 

令和6年4月1日から事業者による合理的配慮が義務化

内 障害者差別解消法の改正により、民間事業者による障がいの

か②認知症の症状と支援の仕方
③認知症サポーターの役割
講 赤十字健康生活支援講習指導員、キャラバン・メイト
対 15歳以上の方 定 15人(先着順)
料 900円 持 筆記用具、動きやすい服装(ズボン着用) 申 日本赤十字社福島県支部のHPから
場 日本赤十字社福島県支部
☎545-7996

ある人への合理的配慮の提供が義務化されます。

● 意思を伝え合うために、絵や写真のカード、タブレット端末などを使う。
● 段差がある場合、車いす利用者のために、スロープなどを使って補助する。
● 障がいのある人から代筆を頼まれた場合、代筆が問題ない書類は、その人の意思を十分に確認しながら代わりを書く。
※詳しくは、内閣府HPをご覧ください。

1月のイベントカレンダー

毎月のイベント情報を市HP内「イベントカレンダー」に掲載しています。お出かけの際にご活用ください。


野鳥における鳥インフルエンザ

内 感染した鳥との接触など特殊な場合を除き、通常では人に感染しないと考えられています。次の点に注意してください。
① 必要があれば野鳥に近づくと避けてください。野鳥のふんが靴の裏や車のタイヤに付くことで、鳥インフルエンザが拡大する恐れがあります。
② 野鳥や野鳥のふんなどに触れた場合は、せっけんで手を洗うがいをすれば、過度に心配をすることはありません。
③ 同じ場所で大くさんの野鳥などが死んでいる場合は、ご連絡ください。
問 農業企画課 ☎525-3727

国保・年金

内 農業者年金は農業者の老後の生活を支える公的年金です。積立方式(確定拠出型)の終身年金で、支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となります。35歳未満で要件を満たす方は、月額1万円から加入できます。①年間60日以上農業に従事している国民年金第1号被保険者(国民年金の保険料免除者を除く) ②最寄りのJA窓口で ③農業委員会事務局
☎525-3779

税

市・県民税第4期 国民健康保険税第7期 納期限は1月31日(水)
内 市税などの納付は口座振替やスマートフォン決済アプリが便利です。
問 納税課 ☎525-3717

個人市・県民税申告のお知らせ

内 令和6年度(令和5年分)個人市・県民税の申告受け付けは、2月7日(水)から実施します。申告が必要と思われる方には、1月中に申告案内書を郵送します。指定日時の会場にお越しください。なお、混雑を避けるため、郵送での申告をお勧めします。※詳しい日程・会場は、市HP・市政だより2月号に掲載します。※申告書は、1月上旬から市HPでダウンロードできるほか、市